

2024年6月3日

「とうほうサステナブル投融資方針」の制定について

東邦銀行（頭取 佐藤 稔）では、ふるさと福島をはじめとする地域の持続的発展へ貢献することを目的に、パーパス（注1）「すべてを地域のために」に基づき、気候変動問題や少子高齢化問題など「サステナビリティ宣言」（注2）に掲げる環境・社会課題等への対応を進めています。

今般、地域社会の持続可能な発展に資する投融資を従来以上に促進する観点から、「とうほうサステナブル投融資方針」を制定しましたのでお知らせします。

これからも、東邦銀行は、地域の環境・社会課題に配慮し、解決に向けた取組みを積極的に推進することにより、地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

（注1）パーパス

企業の「志」。企業の社会的な存在意義。

（注2）サステナビリティ宣言

国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、地域の持続的な成長の実現に向けて、当行が5つのマテリアリティ（地域経済・社会の活性化、少子高齢化への対応、DXの推進、多様な人材の躍動、脱炭素・ネイチャーポジティブ）に取り組むことの宣言。

記

1. 投融資方針の制定の目的

地域の持続的成長の実現に向けて、「サステナビリティ宣言」に掲げる環境・社会課題等への対応を促進することを目的として、本投融資方針を定め、これに基づいた投融資を推進します。

2. 基本的な考え方

投融資機能を通じて、ポジティブ・インパクト（注3）の拡大とネガティブ・インパクト（注4）の軽減・回避に努め、ふるさと福島をはじめとした地域社会の持続可能な発展に貢献する投融資を促進します。

（注3）主に経済・社会・環境に好影響を及ぼす企業活動。

（注4）主に経済・社会・環境に害悪を及ぼす懸念のある企業活動。

3. 「とうほうサステナブル投融資方針」の内容

別紙をご参照ください。



東邦銀行グループでは、『サステナビリティ宣言』を制定し、グループ全体で地域経済の活性化や社会的課題の解決に向けた取組みを通して“地域社会に貢献する会社へ”を目指しています。

とうほうサステナブル投融資方針

2024年5月29日制定

1. 基本的な考え方

東邦銀行は、「サステナビリティ宣言」に基づき、ポジティブ・インパクト（注1）の拡大とネガティブ・インパクト（注2）の軽減・回避に努め、ふるさと福島をはじめとした地域社会の持続可能な発展に貢献する投融資を促進していくため、「とうほうサステナブル投融資方針」（以下「本方針」）を定めます。

（注1）主に経済・社会・環境に好影響を及ぼす企業活動。

（注2）主に経済・社会・環境に害悪を及ぼす懸念のある企業活動。

2. ポジティブ・インパクトの拡大に資する投融資への取り組み方針

持続可能な社会を構築し、子どもたちの明るい未来を創出していくため、環境や社会にポジティブな影響を与える取り組みや、地域社会の持続可能性向上に資する取り組みを積極的に支援してまいります。

以下に例示する投融資については、特に積極的に取り組んでまいります。

- （1）東日本大震災や原子力発電所事故の影響を乗り越え、ふるさと福島の経済や産業の活性化に貢献する取り組み。
- （2）更なる少子高齢化や人口減少を見据え、子育て世代や高齢者の安心・安全な生活や地域コミュニティの活性化に資する取り組み。
- （3）全国3位の広さと浜通り・中通り・会津地方と地域によって異なる多様性を誇る、福島県の豊かな自然環境や生物多様性、水資源の保全、サーキュラーエコノミー実現につながる取り組み。
- （4）カーボンニュートラル実現に向けた、再生可能エネルギーの導入や、脱炭素社会への移行（トランジション）を促進する取り組み。
- （5）デジタルトランスフォーメーションによる生産性向上や人的資本投資、ダイバーシティの促進に資する取り組み。

3. ネガティブ・インパクトを包含する可能性のある投融資への取り組み方針

ネガティブ・インパクトを軽減・回避するため、セクター横断的な取り組み方針及び特定セクターに対する取り組み方針を次の通り定めます。

（1）セクター横断的な取り組み方針

A. 尾瀬をはじめとしたラムサール条約指定湿地、ユネスコ指定世界遺産、ワシントン条約の規制対象種のように、自然環境保護や生物多様性確保の観点から国際的に保護・保全が求められている人類の財産に害悪を及ぼす事業への投融資は行いません。

B. 児童労働、強制労働、人身取引などの人権侵害への直接的または間接的な関与が認められる事業への投融資は行いません。

(2) 特定セクターに対する取組み方針

A. 二酸化炭素排出による気候変動への影響を勘案し、パリ協定の長期目標等に沿って、原則、新規建設する石炭火力発電所向けの投融資は行いません。

B. クラスタ弾、核兵器、対人地雷、生物化学兵器等の非人道的な兵器を製造している事業者に対する投融資は行いません。

C. 農林畜産・水産物等を生産・調達する事業者に対しては、森林破壊や自然生態系の転換を引き起こしていないこと、および先住民や地域社会、労働者の人権に配慮した、持続可能な森林経営・土地・水資源・水産資源利用を求めます。違法伐採を含めて持続可能な森林管理・土地利用に配慮していない事業者、およびIUU漁業（注3）に関わる事業者への投融資は行いません。なお、当該事業への投融資を検討する際には、国際認証取得状況、環境への配慮、地域住民とのトラブルの有無等に十分留意のうえ判断します。

(注3) 違法 (Illegal) ・無報告 (Unreported) ・無規制 (Unregulated)

4. 本方針に関するガバナンス等

(1) 東邦銀行では、外部環境の変化や本方針の運用結果等を踏まえ、認識すべきリスクや対象となるセクターの適切性・十分性について、経営会議等で随時レビューし、本方針の見直しや運営の高度化を図ります。

(2) 役員及び従業員が環境・社会的課題に対する理解を深めるための啓発・研修に努めます。

(3) 株主、投融資先のお客さま、地域住民等、多様なステークホルダーの皆さまとのエンゲージメントを重視し、東邦銀行の取組みがステークホルダーの皆さまからの期待・目線に沿うものとなるよう努めます。

以上

農林畜産・水産物等を生産・調達する事業者に対し、ポジティブな国際認証を行う機関の例

- ・持続可能なパーム油のための円卓会議 (Roundtable on Sustainable Palm Oil)
- ・森林管理協議会 (Forest Stewardship Council)
- ・海洋管理協議会 (Marine Stewardship Council)
- ・水産養殖管理協議会 (Aquaculture Stewardship Council)

(上記は一例を示したものであり、当行が国際認証の網羅性・十分性を保証するものではありません)